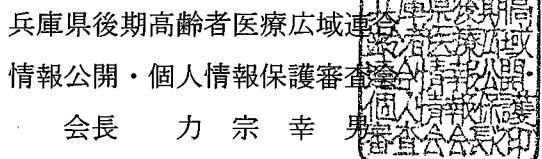


答申第5号

平成29年11月8日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

蓬萊務様



答申

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第4号の規定に基づき、平成29年11月8日付兵後広第567号により諮詢のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

個人情報の提供の制限に関する例外事項について

(条例第8条「提供の制限」に関して)

次の類型に該当する事案については、あらかじめ当審査会の意見を聞き包括的に承認したものとして、今後、当審査会の意見を求める必要はないものとする。

なお、運用に当たり、類型に該当するか否かの判断が付かがたい事案や慎重な取り扱いを要する事案については、あらためて当審査会の意見を求ること。

1 類型

監査・指導等

公益上の必要から、高齢者の医療の確保に関する法律、指導大綱及び監査要綱等に基づく保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師等の指導又は報告等にかかる業務に関して厚生労働大臣、地方厚生（支）局長、又は都道府県知事に広域連合が保有する個人情報を提供する場合。

ただし、特定の個人の識別がなければその目的を達成することができず、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。

2 理由

監査・指導等

厚生労働大臣等が法令等に基づいて保険医療機関等の指導等を行うために必要な情報を提供することは、後期高齢者医療制度をはじめ、各医療保険制度の健全な運営を確保するものであることから、公益上の必要性が認められるため。

3 提供する個人情報の保護のための必要な措置

提供する個人情報については、当該個人情報の利用目的以外には使用しないとともに、保有する必要がなくなった個人情報は確実かつ速やかに廃棄する等当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を求ること。